

# 子どもたちの健やかな成長を支援します！

## 埼玉県地域子育て応援タウン

埼玉県では、県内の全ての市町村において、住民に適切な子育て支援サービスを提供できるよう、全市町村を地域子育て応援タウンと認定しました。

毛呂山町においても、地域子育て応援タウンとして認定を受け、子育て支援のお手伝いを行っています。

### 【認定要件】

- (1) 子育てに関する総合支援窓口を設置していること（子ども課）
- (2) 地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援拠点をおおむね中学校区に1か所程度設置していること

- ・ 子育て支援室（東公民館内）
- ・ 毛呂山みどり保育園子育て支援センター（毛呂山みどり保育園）
- (3) 市町村子育て支援ネットワークを設置していること（子ども課）

## パパ・ママ応援ショップ

毛呂山町では埼玉県と共同して、子育て中の家庭を応援するためパ

パ・ママ応援ショップ事業を実施しています。

埼玉県内外の協賛店で、カードを提示することにより、商品の割引やポイントの優遇などのサービスが受けられます。

### 【配布対象】

- ・ 中学生までのお子さんのいる家庭
- ・ 妊娠中の人がいる家庭

### 【優待カードの配布】

- ・ 対象世帯（妊娠中の人から中学3年生までのお子さんのいる家庭）で、まだカードをお持ちでない人は、窓口で配布していますので申請してください。子ども課窓口および保健センター（母子健康手帳交付時）で配布しています。
- ・ 優待カードを紛失した場合は、再発行の手続きを行ってください。

## パパ・ママ応援ショップ優待制度の6県連携

平成24年4月から、パパ・ママ応援ショップ優待制度の6県連携（埼玉県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）が始まりました。



本県にお住まいの人も、各県の優待カードを利用して、それぞれの県の協賛店舗で優待サービスを受けることができます。利用を希望する人は、優待を受けたい県のカードを埼玉県に申請し、交付を受けてください。受付は、埼玉県福祉部少子政策課で行っています。ホームページで必要書類をご確認のうえ、郵送でお申し込みください。

**申・問** 埼玉県福祉部少子政策課 企画・子育てムーブメント担当（〒330-0930さいたま市浦和区高砂3-15-1） ☎048-830-3343 <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/taken-tenkei.html>

## 赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」は、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。

外出中に「おむつ



## 赤ちゃんの駅実施公共施設一覧

施設名	設置場所	設 備
毛呂山町役場	子ども課、1階多目的トイレ	ベビーベッド、おむつ交換台
子育て支援室（東公民館内）	子育て支援室（東公民館保育室）	ベビーベッド、希望者は授乳も可
中央公民館	1階多目的トイレ	おむつ交換台
東公民館	多目的トイレ、女子トイレ	おむつ交換台
図書館	1階多目的トイレ	おむつ交換台、希望者は授乳も可
総合公園体育館	1階女子更衣室	ベビーベッド
保健センター	1階多目的トイレ、機能訓練室、検診室、応接室	おむつ交換台、ベビーチェア、ベビーベッド、希望者は授乳も可
ウィズもろやま（福祉会館）	1階多目的トイレ、ホール多目的トイレ	おむつ交換台

【利用対象者】  
乳児連れの保護者で、授乳またはおむつ替えの必要がある人

替え」や「授乳」などで立ち寄りることができるように、町内の公共施設を「赤ちゃんの駅」に指定しています。

問 役場子ども課子育て支援係内  
線 139

## ◆児童手当について◆

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給されます。

### 【受給資格者（手当を受ける人）について】

- ・毛呂山町に住所があり、日本国内に居住している中学校修了前までの子どもを養育している父または母で、主に生計を維持している人（ふだんの収入が多い人）など。
- ・受給資格者は、同居を優先とする。
- ・児童養護施設などに入所している児童については、施設の設置者などに支給する。  
※外国人登録をしている人で、短期滞在、在留資格がない人は対象外となります。

### 【支給対象児童】

- ・中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）まで

### 【所得制限】

- ・所得制限あり（平成24年6月分より）

### 【支給額】 所得制限限度額未満の人

0歳～3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子	15,000円
中学生	一律	10,000円

### 所得制限限度額以上の人

0歳～中学生修了前	一律	5,000円
-----------	----	--------

### 【申請手続き】

新たにお子さんが生まれた人、毛呂山町に転入された人は、出生、転入の届出後、速やかに申請してください。

### ※ 申請に必要なもの

認印、受給資格者名義の銀行口座、受給資格者の健康保険証  
（受給資格者の状況により、関係書類を提出していただく場合があります）

### 【現況届の提出】

受給資格などの確認のため、毎年6月に現況届を提出していただきます。提出がない場合は、6月以降の児童手当を一時保留とさせていただきますのでご注意ください。

## ◆児童関係の手当などの手続きについて◆

事業名	対象者	支給額	支給申請
児童扶養手当	18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭（ひとり親家庭など）で公的年金を受給していない人に支給されます。【所得制限あり】	1人/月額 41,430円 （一部支給 41,420円～9,780円） 2人/1人の場合の月額に、月額 5,000円を加算 3人以上/2人の場合の月額に、1人につき月額 3,000円を加算 ※ 所得額により一部支給となる場合があります。	受給資格が生じた場合、認定請求書を提出し、認定を受けてください。認定を受けない場合は、手当は受けられません。
特別児童扶養手当	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。【所得制限あり】	1級（重度）/月額（1人につき）50,400円 2級（中度）/月額（1人につき）33,570円	【手当の支給は認定請求をした日の翌月からとなります。】
こども医療費支給	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童が保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	受給資格が生じた場合、受給資格の登録申請をしてください。登録がない場合は医療費の請求はできません。  【受給資格は登録申請をした日から有効となります。】
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭などで18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童および児童を養育している人が、保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。【所得制限あり】		

※ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届は毎年の所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が送付されましたら必要事項を記入のうえ、必ず提出してください【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】。

## ◆その他支援の手続きについて◆

事業名	内容	貸付金の種類	問合せ先
母子および寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母親および寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を、無利子または低利でお貸しします【一部所得制限あり】	事業開始資金/事業継続資金/修学資金/技能習得資金/修業資金/就職支度資金/医療介護資金/生活資金/住宅資金/転宅資金/就学資金/結婚資金	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などのくわしい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所☎（283）6780にお問い合わせください。
事業名	内容	問合せ先	
短期入所生活援助事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行い、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。	役場子ども課児童係 ☎（295）2112 内線 113、114 ※ 利用に関しては、事前相談が必要となります。	

☎ 役場子ども課児童係 ☎（295）2112 内線 113、114